



この間の主張が認められ、大きな前進！

西武バスユニオン組合員に対する 労災保険不支給処分取消請求事件

第6回期日開催！



4月27日 東京地裁前

4月27日「西武バスユニオン組合員に対する労災保険審査行政訴訟裁判」の第6回期日が行われました。今回の期日では、2名の裁判官が交代しましたが、この間、私たちの「脅迫文とカッターの刃について、実物を検証すべきである」という主張に対して、裁判官が「実物を手に取り、写真を撮り、検証」しました。これは、今までに無かったことで、勝利に向けての大きな一歩となりました。

その後の報告集会では「検証がようやく採用された。これからも多くの支援をお願いしたい」と決意が出されました。参加した仲間からは、「会社や上司に意見をすると握り潰される企業風土を変えなければならない」「以前働いていた会社でパワハラを受け、労基署から指導してもらったが何も変わらなかった。普通に働いて生活したいということをやりたい」など、自らの苦しい経験を乗り越え、共にたたかう決意が出されました。

**第7回期日は
2026年9月14日（月）
11：30から開廷されます！**